

佐野市熱中症対策アクションプラン

(佐野市気候変動適応計画「健康分野」対応)

令和 8(2026)年3月

栃 木 県 佐 野 市

目次

<u>1 はじめに</u>	1
<u>2 熱中症について</u>	2
2-1 熱中症とは	2
2-2 熱中症はどのようにして起こるのか	2
2-3 熱中症による主な症状	3
2-4 熱中症になりやすい人	4
2-5 熱中症になりやすい状況・場面	4
<u>3 本市における熱中症の状況</u>	5
3-1 救急搬送人員数に占める熱中症の割合	5
3-2 熱中症救急搬送人員数の状況（月別）	5
3-3 熱中症救急搬送人員数の状況（世代別）	5
3-4 熱中症救急搬送人員数の状況（場所別）	6
3-5 熱中症警戒アラートの発表状況	6
<u>4 本市における熱中症対策</u>	7
4-1 高齢者を対象とした熱中症対策	7
4-2 子どもを対象とした熱中症対策	8
4-3 労働者を対象とした熱中症対策	9
4-4 運動中の者を対象とした熱中症対策	10
4-5 イベント等の参加者を対象とした熱中症対策	12
4-6 分野横断的な熱中症対策	12
（参考）市の取組一覧	13
<u>5 各主体に期待される主な役割</u>	16
5-1 市が担う主な役割	16
5-2 市民に期待される主な役割	16
5-3 事業者等に期待される主な役割	16
<u>6 アクションプランの推進</u>	17
6-1 推進体制	17
6-2 進捗管理・見直し	17

1 はじめに

私たちを取り巻く環境は近年、気候変動の影響によって、これまで体験したことのないような豪雨・台風などによる風水害の頻発や、記録的な猛暑日・熱帯夜による熱中症患者の増加、高温による農作物の品質低下など、市民生活に甚大な被害を及ぼすようになり、地球温暖化はその影響の大きさから人類の生存基盤に関わる安全保障上の重要な問題の一つとされています。

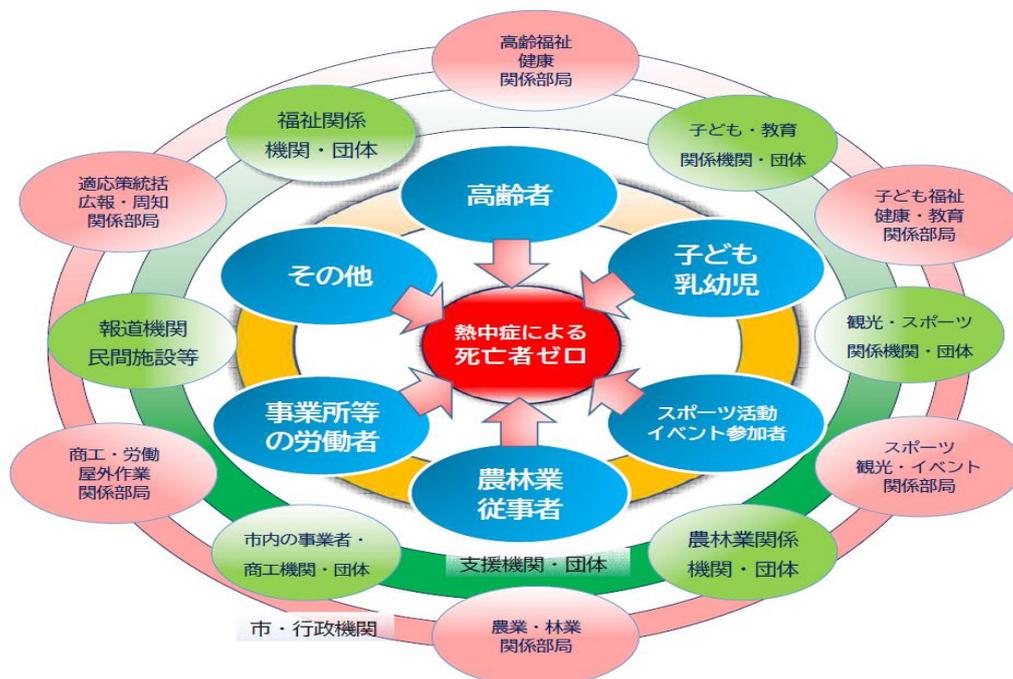
また、これらの地球温暖化に起因する様々な影響は、長期にわたり拡大していくことが予想されています。

特に、私たちの生活に甚大な影響をもたらす身近な被害として、暑熱による健康被害が急増しており、日本国内においては、夏季における猛暑日や熱帯夜の増加により、熱中症患者の救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も5年移動平均で1千人を超える高い水準で推移している状況となっています。

こうした中、我が国では、令和5年5月に気候変動適応法（平成30年法律第50号）を改正し、今後起こり得る極端な高温も見据え、熱中症対策を強化していくこととしました。さらに、令和7年6月には、職場における熱中症対策の強化のため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）が改正されました。

そこで、本アクションプランでは、佐野市気候変動適応計画（令和7年3月策定）で重点分野に位置づけた「健康分野」において、熱中症による健康被害の抑制を図るための具体的な取組を定めることで、市の関係部署を中心に、地域の関係機関・団体、教育関係者、行事等の企画者などが互いに連携・協働しながら、市民の生命・健康を守るための熱中症対策を推進していくこととします。

熱中症対策の推進イメージ



2 熱中症について

2-1 熱中症とは

熱中症は、暑い環境にいて、体温が上昇し、重要な臓器が高温にさらされることにより起きる障害の総称で、死に至るおそれもある危険な状態です。

一方で、熱中症は適切な予防法を知り、実践することで、発症を防ぐことができます。熱中症の予防として、暑くなる前に行うこと、暑い時期に注意すべきことを知ることが重要です。また、熱中症になった場合も、速やかに適切な応急処置をすることで、症状の軽減が期待されます。

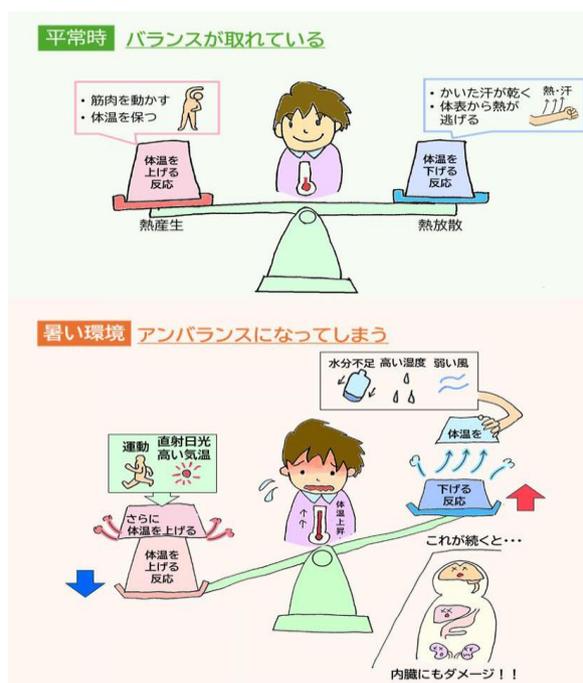


※環境省「熱中症環境保健マニュアル総論（2025年7月版）」より一部引用

2-2 熱中症はどのようにして起こるのか

一般的に、人間の体は体温を一定に保つ機能があり、常に熱を作って体温を上げています（熱産生）。また、暑い環境では、体温が上昇しすぎないように体外に熱を放出します（熱放散）。

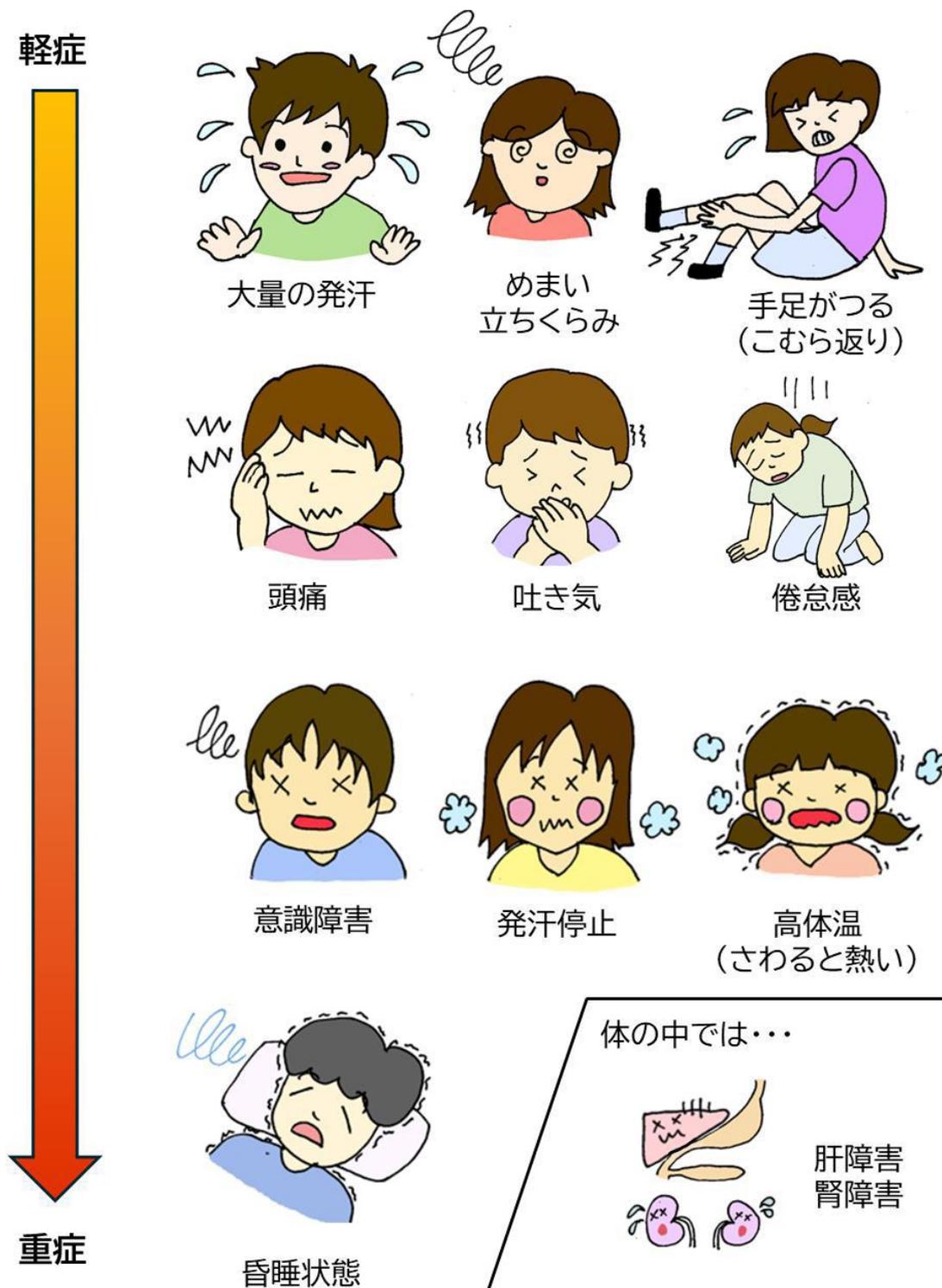
熱中症は、暑い環境により、熱放散よりも熱産生が多くなる、すなわち相対的に体内に熱がたまってしまう状態となることで、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、循環調節や体温調節などの体内の重要な調整機能の破綻などの様々な症状・障害が引き起こされる病態をいいます。



※環境省「熱中症環境保健マニュアル総論（2025年7月版）」より一部引用

2-3 熱中症による主な症状

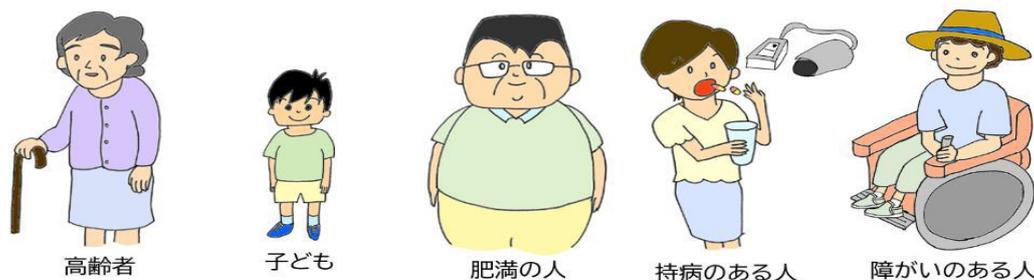
熱中症の主な症状には、大量発汗、めまい・失神、筋肉痛・筋肉硬直、頭痛、吐き気、倦怠感・虚脱感、意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温などがあります。暑い環境にいるとき、または暑い環境にいた後に体調が悪くなった場合は、熱中症発症の原因となっている可能性があります。



※環境省「熱中症環境保健マニュアル総論(2025年7月版)」より一部引用

2-4 熱中症になりやすい人

日本の夏を過ごす全ての人が、熱中症になる可能性があります。特に、体温調節機能が低下している、または未発達であり、体温が上がりやすいのなど特徴がある高齢者や子ども等は、熱中症になりやすいとされています。これらの傾向を把握しながら、対象者への呼びかけ・声かけ、啓発等のサポート対策を重点的に行っていく必要があります。



※環境省「熱中症環境保健マニュアル総論（2025年7月版）」より一部引用

2-5 熱中症になりやすい状況・場面

熱中症には、特に発生しやすい状況・場面があります。「運動・スポーツ活動」「夏季イベント」「職場」「夏季の自然災害」では、暑い環境下で日常生活よりも体を多く動かす、集団活動のため、「自身の判断で休憩をとりにくい」「周りの人に合わせるため無理をしやすい」等の理由から、熱中症になりやすい状況・場面であるといえます。

これらの状況・場面では、選手、イベント参加者、労働者、避難者自身が、熱中症予防を行うとともに、運動・スポーツ活動やイベントの主催者、労働現場の管理者、避難所の管理者等、熱中症予防を促す者も、状況・場面の特徴を踏まえ、熱中症を防ぐための配慮や呼びかけ等を行う必要があります。



※環境省「熱中症環境保健マニュアル総論（2025年7月版）」より一部引用

3 本市における熱中症の状況

3-1 救急搬送人員数に占める熱中症の割合

本市の熱中症による救急搬送人員数¹は、近年は 80 人台で推移しており、年間救急搬送人員数の 0.97～1.88%を占めています。

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年間救急搬送人員数	3,918	4,389	4,676	4,686	4,707
上記のうち 熱中症搬送人員数	38	72	88	84	87
熱中症の割合 (%)	0.97	1.64	1.88	1.79	1.84

3-2 熱中症救急搬送人員数の状況（月別）

熱中症による救急搬送人員数を月別で比較すると、7月と8月の救急搬送人員数が多く、大半を占めています。なお、令和4年は、体が暑さに慣れていない6月下旬に猛暑日が連続し、6月の救急搬送人員数が増加しました。

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
4月	0	0	-	0	-
5月	1	2	3	5	2
6月	3	23	9	7	15
7月	15	25	34	38	26
8月	19	21	35	26	36
9月	0	1	6	8	8
10月	0	0	1	0	-

3-3 熱中症救急搬送人員数の状況（世代別）

熱中症による救急搬送人員数を世代別で比較すると、いずれの年も 65 歳以上の高齢者がおよそ半数を占めています。

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
18歳以下	2	4	12	7	7
18歳～65歳	14	35	30	29	41
65歳以上	22	33	46	48	39

¹ 熱中症による救急搬送人員数 集計期間は、消防庁「熱中症による救急搬送人員の調査」期間に準じ、毎年5月1日を含む週から10月1日を含む週まで。ただし、令和7年は5月1日から9月30日まで。

3-4 熱中症救急搬送人員数の状況（場所別）

熱中症による救急搬送人員数を場所別で比較すると、住居が最も多く、次いで仕事場、公衆出入場所²（屋外）の順となっており、「3-3」と合わせて分析すると、65歳以上の高齢者が自宅で発症するケースが多いことが想定されます。

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
住居	15	39	37	42	39
仕事場	13	15	17	11	22
教育機関	1	1	5	4	3
公衆出入場所	4	6	16	14	16
上記のうち屋内	2	4	6	6	1
上記のうち屋外	2	2	10	8	15
道路	4	6	10	8	4
その他 ³	1	5	3	5	3

3-5 熱中症警戒アラートの発表状況

栃木県を対象とした熱中症警戒アラートの発表回数は、熱中症による救急搬送人員数と同調し、7月と8月で大半を占めています。また、真夏日・猛暑日の増加に伴い、発表回数は近年、増加傾向にあります。

単位：回

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
4月	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0
6月	0	2	0	0	0
7月	2	4	4	5	8
8月	6	6	3	8	13
9月	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0
合計	8	12	7	13	21

² 公衆出入場所 商業施設、駅、教育機関を除く運動場等の不特定多数の人が集まる場所のこと。

³ その他 公園、山林、ゴルフ場等の上記に該当しないもの。

4 本市における熱中症対策

熱中症対策の推進にあたっては、本市における熱中症の現状を踏まえ、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行います。

また、熱中症警戒アラートを活用した状況把握とともに、熱中症による健康被害の発生を防止するため、冷房設備を有する市有施設や民間施設等へのクーリングシェルターの設置拡大を進め、「自助」や周囲の人々や地域の関係者等の「共助」により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるよう促します。

対策は、対象を絞りながら効果的に進めることを前提とします。特に、熱中症になりやすい高齢者や子ども等の熱中症弱者に対しては、高齢者の集まる場や学校等の管理者がいる場における対策、その他各家庭や地域における対策に分類することで、各対策の取組主体（市、市民、事業者等）を明確にし、対策の着実な推進を図ります。

4-1 高齢者を対象とした熱中症対策

(1) 管理者がいる場所（シニアクラブ、高齢者対象の講座等）における対策

取組主体	対策
 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を積極的に発信します。 エアコンや扇風機の適切な利用やグリーンカーテンの設置による暑熱環境の緩和等の環境整備を行います。 高齢者の集まる場、施設等において、熱中症警戒アラートの理解促進を図ります。啓発資材は挿絵や図を多用し、高齢者の特性に合わせたものとします。 筋肉量を増やし、自律神経機能の向上とホルモンバランスを整えるためのトレーニング及び暑熱順化⁴の啓発を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を主体的に収集します。 熱中症警戒アラート及び暑さ指数（WBGT）⁵の発表情報、熱中症警戒レベルを把握し、状況に応じて、自ら水分補給や休憩をとるなどの熱中症予防・回避行動をとります。 筋肉量を増やし、自律神経機能の向上とホルモンバランスを整えるためのトレーニングを行います。また、暑くなる前からトレーニングを続け、暑熱順化を進めます。

⁴ 暑熱順化 体が暑さに慣れること。運動や入浴を行うことにより、体を暑さに慣れさせることができるため、暑くなる前から暑熱順化のための運動や活動を行うことが重要。

⁵ 暑さ指数（WBGT） 熱中症を予防することを目的に、人間の熱バランスに影響の大きい気温、湿度、輻射熱（ふくしゃねつ）の3つを取り入れた指標のこと。

(2) その他の場所（自宅、外出時等）における対策

取組主体	対策
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="background-color: #FFD700; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; color: white; font-weight: bold;">市</div> <div style="background-color: #90EE90; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; color: white; font-weight: bold;">事業者</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を積極的に発信します。 ・ デジタルサイネージや防災行政無線、データ放送等を活用し、スマートフォン等を持たない高齢者に対しても即時的な情報発信を行います。 ・ 加齢に伴う認知機能の低下や聴覚障害、視覚障害、運動障害等の人的要因により、情報を理解することが困難な者、独力では体調管理ができない者に対し、電話や訪問による確認等のピンポイント支援を行います。 ・ 筋肉量を増やし、自律神経機能の向上とホルモンバランスを整えるためのトレーニング及び暑熱順化の啓発を行います。
<div style="background-color: #FF6347; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; color: white; font-weight: bold;">市民</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を主体的に収集します。 ・ 熱中症警戒アラート及び暑さ指数の発表情報、熱中症警戒レベルを把握し、状況に応じて、自らエアコンの適切な利用や水分補給などの熱中症予防・回避行動をとります。 ・ 筋肉量を増やし、自律神経機能の向上とホルモンバランスを整えるためのトレーニングを行います。また、暑くなる前からトレーニングを続け、暑熱順化を進めます。

4-2 子どもを対象とした熱中症対策

(1) 管理者がいる場所（保育園、学校、クラブ等）における対策

取組主体	対策
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="background-color: #FFD700; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; color: white; font-weight: bold;">市</div> <div style="background-color: #90EE90; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; color: white; font-weight: bold;">事業者</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を積極的に発信します。 ・ 熱中症警戒アラート及び暑さ指数の発表情報を活用し、子どもの発達段階と各園・学校における保育・教育活動に合わせた熱中症対策に関するガイドライン等に基づいて対応します。 ・ 冷房やサーキュレーターの活用、ミストシャワーや日よけの設置等、体表面温度の上昇を抑える環境整備を行います。 ・ 保護者及び関係機関へ熱中症に関する情報共有を行うとともに、子どもに対し暑熱順化をはじめとする熱中症対策の教育を行います。

取組主体	対策
市民	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を主体的に収集します。 管理者等の指示に従い、運動の中止、日陰での休憩、水分の補給等の熱中症予防・回避行動をとります。 暑熱順化をはじめとする熱中症対策に関して進んで学び、主体的に実践します。

(2) その他の場所（自宅、外出時等）における対策

取組主体	対策
市 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を積極的に発信します。 保護者及び関係機関へ熱中症に関する情報共有を行うとともに、子どもに対し熱中症対策の教育を行います。 夏季は、車内温度が高温となるため、子どもの車内放置防止の注意喚起を行うとともに、「子どもの命を守る」意識の醸成を図ります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を主体的に収集します。また、保護者は子どもに対し熱中症対策の教育を行います。 熱中症警戒アラートや暑さ指数の発表情報、子どもの発達段階に合わせた熱中症対策に関する各種ガイドライン等を活用し、休憩、水分の補給等の熱中症予防・回避行動をとります。 夏季の車内での温度上昇に対する正しい知識を身につけ、子どもを車内に放置することの危険性を認識し、短時間でも放置しないようにします。

4-3 労働者を対象とした熱中症対策

取組主体	対策
市 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を積極的に発信します。 組織全体及び関係機関と連携し、熱中症対策の情報を周知・共有することで、地域や事業者の特性に応じた効果的な対策を一体となって実施します。

取組主体	対策
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラートや暑さ指数の発表情報を活用し、職場における熱中症対策に関する各種ガイドライン等に基づいて対応します。 熱中症応急キット（瞬間冷却材、経口補水液等）等の準備や熱中症発症時の応急処置等に関する研修を実施します。 冷却ファンを内蔵した空調服の導入、工期見直し等の作業管理及びスポットクーラーの設置や照り返しを遮る屋根の設置等の作業環境管理を実施します。 農業や建設現場等、各事業者向けの熱中症対策に係るセミナー等に参加し、暑熱環境改善に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を主体的に収集します。 熱中症警戒アラート及び暑さ指数の発表情報、熱中症警戒レベルを把握し、状況に応じて、水分補給や作業の中止などの熱中症予防・回避行動をとります。 自己の体調管理や変化に注意を払い、体調不良時は速やかに現場管理者に申し出ます。 農業や建設現場等、各事業者向けの熱中症対策に係るセミナー等に参加し、暑熱環境改善に努めます。

4-4 運動中の者を対象とした熱中症対策

(1) 管理者がいる場所（運動施設、スポーツ団体・大会等）における対策

取組主体	対策
市 市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を積極的に発信します。 熱中症警戒アラートや暑さ指数の発表情報、運動時の熱中症対策に関する各種ガイドライン等を活用し、運動施設利用者、スポーツ大会参加者等に向け、熱中症予防・回避行動の注意を呼びかけ、促します。 クーリングシェルター等の冷房の効いた休憩場所を開放するとともに、日陰の創出やミストシャワーの設置等の暑熱環境を緩和する環境整備を行います。 熱中症の発生に備えた医療・救護設備や運営準備、体制の確保を行います。

取組主体	対策
市民	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を主体的に収集します。 熱中症警戒アラート及び暑さ指数の発表情報、熱中症警戒レベルを把握し、状況に応じて、運動の中止、日陰での休憩、水分の補給等の熱中症予防・回避行動をとります。 暑くなる前からトレーニングを続け、暑熱順化を進めます。また、施設管理者や指導者等の指示に従い、運動の中止、日陰での休憩、水分の補給等の熱中症予防・回避行動をとります。

(2) その他の場所（筋力トレーニングやウォーキング等の個人で運動を行う場）における対策

取組主体	対策
市 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を積極的に発信します。 熱中症警戒アラートや暑さ指数の発表情報、運動時の熱中症対策に関する各種ガイドライン等を活用し、運動を行う者に向け、熱中症予防・回避行動の注意を呼びかけ、促します。 クーリングシェルター等の冷房の効いた休憩場所を開放するとともに、日陰の創出やミストシャワーの設置等の暑熱環境を緩和する環境整備を行います。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を主体的に収集します。 熱中症警戒アラート及び暑さ指数の発表情報、熱中症警戒レベルを把握し、状況に応じて、運動の中止、日陰での休憩、水分の補給等の熱中症予防・回避行動をとります。 暑くなる前からトレーニングを続け、暑熱順化を進めます。また、クーリングシェルター等の冷房の効いた施設や日陰を活用したこまめな休憩を実施します。

4-5 イベント等の参加者を対象とした熱中症対策

取組主体	対策
   (イベント主催者 ・ 関係者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気温や天候、暑さ指数等の暑熱状況に関するデータから、開催時期やプログラムの変更等熱中症のリスクを低減したイベントの開催を検討します。 ・ 熱中症警戒アラートや暑さ指数の発表情報、イベント主催者向けの熱中症対策に関する各種ガイドライン等を活用し、参加者に向け、熱中症予防・回避行動の注意を呼びかけ、促します。また、状況に応じてイベント中止の判断を行います。 ・ クーリングシェルター等の冷房の効いた休憩場所を開放するとともに、日陰の創出やミストシャワーの設置等の暑熱環境を緩和する環境整備を行います。 ・ 熱中症の発生に備えた医療・救護設備や運営準備、体制の確保を行います。
  (イベント参加者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を主体的に収集します。 ・ 熱中症警戒アラート及び暑さ指数の発表情報、熱中症警戒レベルを把握し、状況に応じて、自ら水分補給や休憩をとるなどの熱中症予防・回避行動をとります。

4-6 分野横断的な熱中症対策（対象を限定しない対策）

取組主体	対策
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑熱環境はその地域の地形的特徴から受ける影響が大きい側面があることから、地域横断的な特徴を把握するため、国の気候変動適応広域協議会や栃木県気候変動適応センターと連携し、気象観測や暑さ対策の情報収集を行います。 ・ 熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報を積極的に発信します。 ・ エアコンや扇風機の適切な利用やグリーンカーテンの設置による暑熱環境の緩和等の環境整備を行います。
 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑熱環境は地域の地形的特徴が気候に与える影響が大きく、国が発表する熱中症警戒アラートのみでは空間と時間のスケールに必ずしも十分に対応できないため、暑さ指数計や「熱中症予防情報サイト（環境省）」等を活用し、リアルタイムの暑さ指数の情報収集を行います。 ・ エアコンや扇風機の適切な利用やグリーンカーテンの設置による暑熱環境の緩和等の環境整備を行います。

(参考) 市の取組一覧

対象	場面	対策	関係課
4-1	(1)	高齢者の集まる場、施設等において、熱中症警戒アラートの理解促進、挿絵や図を多用する等高齢者の特性に合わせた啓発資料の活用	・医療保険課 ・いきいき高齢課
	(2)	デジタルサイネージや防災行政無線、データ放送等を活用した、スマートフォン等を所持しない高齢者に対する即時的な情報発信	・気候変動対策課 ・健康増進課
		加齢に伴う認知機能の低下や聴覚・視覚・運動障害等の要因により情報を理解することが困難な者、独力では体調管理ができない者に向けた、ピンポイント支援	・隣保館 ・社会福祉課 ・いきいき高齢課
4-2	(1)	熱中症警戒アラートや暑さ指数を活用した、子どもの発達段階と各園・学校における保育・教育活動に合わせた熱中症対策に関するガイドライン等に基づく対応	・こども課(こどもの国、各児童館、各こどもクラブ) ・保育課(各保育園) ・学校教育課
		冷房やサーキュレーターの活用、ミストシャワーや日よけの設置等、体表面温度の上昇を抑える環境整備	・こども課(こどもの国、各児童館、各こどもクラブ) ・保育課(各保育園)
		保護者、関係機関への熱中症に関する情報共有及び子どもに対する熱中症対策の教育	・こども政策課 ・保育課(各保育園) ・学校教育課
	(2)	保護者、関係機関への熱中症に関する情報共有及び子どもに対する熱中症対策の教育	・こども政策課

対象	場面	対策	関係課
4-3		組織全体及び関係機関との連携（熱中症対策の情報を周知・共有）による、地域や事業者の特性に応じた効果的な対策の一体的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活課 ・環境政策課 ・人権・男女共同参画課 ・農山村振興課 ・文化推進課 ・工事等発注課 ・学校管理課
		熱中症警戒アラートや暑さ指数を活用した、職場における熱中症対策に関する各種ガイドライン等に基づく対応	<ul style="list-style-type: none"> ・環境政策課
		熱中症応急キット（瞬間冷却材、経口補水液等）等の準備や熱中症発症時の応急処置等に関する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境政策課 ・気候変動対策課 ・保育課(各保育園) ・警防課
		冷却ファンを内蔵した空調服の導入や工期見直し等の作業管理及びスポットクーラーの設置や照り返しを遮る屋根の設置等の作業環境管理	<ul style="list-style-type: none"> ・環境政策課 ・都市整備課 ・道路河川課 ・建築指導課 ・管理課 ・水道課 ・下水道課
4-4	(1)	熱中症警戒アラートや暑さ指数の発表情報、運動時の熱中症対策に関する各種ガイドライン等を活用した、運動施設利用者、スポーツ大会参加者等に向けた、熱中症予防・回避行動の注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき高齢課 ・スポーツ推進課
		クーリングシェルター等の冷房の効いた休憩場所の開放及び日陰の創出やミストシャワーの設置等の暑熱環境を緩和する環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策課 ・クーリングシェルター施設所管課
	(2)	熱中症警戒アラートや暑さ指数の発表情報、運動時の熱中症対策に関する各種ガイドライン等を活用した、運動を行う者への熱中症予防・回避行動の注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進課
		クーリングシェルター等の冷房の効いた休憩場所の開放及び日陰の創出やミストシャワーの設置等の暑熱環境を緩和する環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策課 ・クーリングシェルター施設所管課 ・衛生施設室

対象	場面	対策	関係課
4-5		気温や天候、暑さ指数等の暑熱状況に関するデータから、イベント開催時期やプログラムの変更等、熱中症のリスクを低減したイベント開催の検討	・観光推進課
		熱中症警戒アラートや暑さ指数の発表情報、イベント主催者向けの熱中症対策に関する各種ガイドライン等を活用した、イベント中止の判断やイベント参加者への熱中症予防・回避行動の注意喚起	・人権・男女共同参画課
4-6		国の気候変動適応広域協議会や県の気候変動適応センターと連携した、気象観測や暑さ対策の情報収集	・気候変動対策課
		熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報や効果的な熱中症対策、熱中症対策に関するイベント等の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設所管課 ・広報ブランド推進課 ・危機管理課 ・気候変動対策課 ・隣保館 ・田沼行政センター ・葛生行政センター ・医療保険課 ・健康増進課 ・警防課
		エアコンや扇風機の適切な利用やグリーンカーテンの設置による暑熱環境の緩和等の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設所管課 ・財産活用課 ・衛生施設室 ・田沼行政センター ・都市整備課 ・企業経営課

5 各主体に期待される主な役割

本アクションプランに位置づけられた各種取組により、気候変動による影響の計画的な回避・軽減を推進するためには、市・市民・事業者等それぞれが、気候変動とその影響について正確に理解し、認識を深めていくとともに、各主体による創意工夫を生かした独自の取組や、互いに連携・協働しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが重要です。

そこで、本アクションプランの着実な推進に向けて、各主体に期待される主な役割を次のとおり整理します。

5-1 市が担う主な役割

①アクションプランの推進と進行管理
本アクションプランの推進主体として、総合的かつ計画的に各取組の推進や調整を実施し、進行管理を行います。
②市民や事業者等のモデルとしての率先行動
市職員による熱中症警戒アラート等を活用した熱中症対策の実施や一事業者として組織全体の均一な熱中症対策の実施など、熱中症対策を率先して実行します。
③熱中症対策の普及促進
熱中症対策に関する普及啓発を行うとともに、市民や事業者が熱中症対策の取組を進めるための仕組みづくりや支援を行います。
④国・県・他自治体等との情報共有・連携
熱中症対策を推進するため、国・県や他自治体等との情報共有に努めるとともに、連携・調整を図り、熱中症対策に関する取組を広域的かつ効果的に実施します。

5-2 市民に期待される主な役割

①暑さに関する情報収集及び気象状況に合わせた熱中症対策の実践
熱中症警戒アラート等の暑さに関する情報を主体的に収集し、こまめな水分補給やエアコンの適切な利用など、熱中症を予防するための各種対策を実践します。
②各主体と連携した熱中症対策の推進
家庭、学校、職場、近隣住民等、周囲の人々と、暑さに関する情報を共有するとともに、互いに熱中症対策の実践について呼びかけ合うことで、共助による熱中症対策の推進を図ります。

5-3 事業者等に期待される主な役割

①熱中症対策に係る環境・体制等の整備
空調服の導入や作業現場の暑熱環境（気温、暑さ指数等）に合わせた熱中症対策の実施等の労働者の命を守る環境整備と、熱中症対策に関する研修の実施や熱中症発症時の体制整備等を行います。

②各主体と連携した熱中症対策の推進

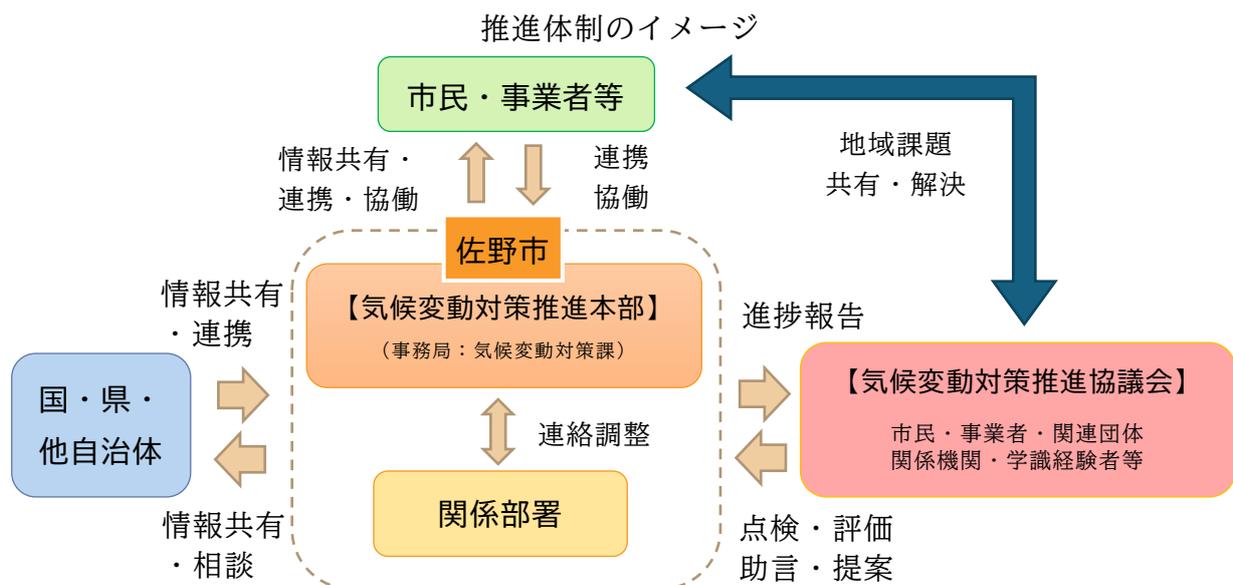
利用者・顧客等への熱中症対策の周知・啓発や関係機関との熱中症対策の検討、市・関係機関・団体等が開催するイベント等の取組へ参加・協力し、熱中症対策の意識を高めます。

6 アクションプランの推進

6-1 推進体制

本アクションプランによる各種取組を推進するため、下図に示すとおり、佐野市気候変動対策推進本部により、行政がリーダーシップを発揮して取組を推進するとともに、市民や事業者等が主体性を持ち、それぞれに期待される役割を踏まえて行動していくことで本アクションプランの推進を図ります。

また、本アクションプランの推進にあたっては、国や県、関係自治体、関連団体や関係機関等との連携も必要となることから、市民や事業者、関係団体や関係機関、学識経験者等で構成する佐野市気候変動対策推進協議会により、適宜、進捗状況評価や提案等を受けながら、本アクションプランの推進を図ります。



6-2 進捗管理・見直し

本アクションプランの着実な推進を図るため、定期的に取り組状況の共有・確認を行います。なお、進捗管理にあたっては、佐野市気候変動対策推進本部及び佐野市気候変動対策推進協議会において、各委員の意見を反映しながら取組の推進を図ります。

また、本アクションプランの策定後においては、地球温暖化の進行状況や予測状況、気候変動の影響に対応した技術革新、関連する国の制度変更などの様々な社会・経済情勢の変化が想定されるため、実情に即した実効的な取組の推進を図るため、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

佐野市熱中症対策アクションプラン
(佐野市気候変動適応計画「健康分野」対応)

令和8(2026)年3月

発行 佐野市

編集 佐野市 市民生活部 気候変動対策課

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-85-7302

FAX 0283-20-3046

E-mail kikouhendou@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>
